



# 大津市公報

令和3年6月1日  
第51号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

**○ 告 示**

148 道路の区域の決定について..... 1

149 道路の供用の開始について..... 2

159 地縁による団体の認可について..... 2

160 地縁による団体の認可について..... 2

161 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 3

162 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 3

163 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 3

164 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 3

165 生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 4

166 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 4

167 令和3年度の国民健康保険料に係る保険料率等について..... 5

168 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 5

169 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 6

**○ 公 告**

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 7

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 7

**○ 教 育 委 員 会 規 則**

11 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 7

## 告 示

### 大津市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、令和3年5月17日から同年6月7日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

大津市長 佐藤 健 司

路線名	区 間	変更の前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道北0617号線	大津市山百合の丘14番2地先から 大津市山百合の丘1番8地先まで	変更前	6.0~10.0	192.0
		変更後	10.5~14.5	
市道南2301号線	大津市唐橋町141番6地先から 大津市唐橋町141番6地先まで	変更前	6.0~6.3	20.3
		変更後	5.6~5.8	
市道東3419号線	大津市神領二丁目字神谷1221番17地先から 大津市神領二丁目字神谷1221番10地先まで	変更前	3.9~4.0	47.0
		変更後	4.0~9.4	

(令和3年5月17日揭示済)

**大津市告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月17日から同年6月7日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道北0617号線	大津市山百合の丘14番2地先から 大津市山百合の丘1番8地先まで	令和3年5月17日
市道東3419号線	大津市神領二丁目字神谷1221番17地先から 大津市神領二丁目字神谷1221番10地先まで	令和3年5月17日

(令和3年5月17日揭示済)

**大津市告示第159号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 名称 舞子しょうぶ台自治会
- 2 規約に定める目的 本会は区域内の秩序の維持及び生活環境の向上と、会員相互の親睦と連帯を深め、さらに他地区との調和と相互の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 3 区域 大津市南小松600番地、657番地、1593番地から1595番地まで、1597番地及び1599番地の区域とする。
- 4 主たる事務所 大津市南小松1599番地の45
- 5 代表者の住所及び氏名 大津市南小松1594番地の229 佐伯 俊次
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 7 職務代行者の選任の有無 無
- 8 代理人の有無 無
- 9 認可年月日 令和3年6月1日

**大津市告示第160号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 名称 大江東南自治会
- 2 規約に定める目的 本会は、次に掲げる事業を行うことにより、会員相互の親睦と福利増進につとめ地域社会の民主的な発展を図ることを目的とする。
  - (1) 福利、厚生に関すること。
  - (2) 青少年の育成に関すること。
  - (3) 体育の振興に関すること。
  - (4) 防犯、防災及び交通公害対策に関すること。
  - (5) 保健衛生に関すること。
  - (6) 社会福祉事業の協力に関すること。
  - (7) 市政運営の協力に関すること。
  - (8) 集会所(自治会館)の運営に関すること。
  - (9) その他本会の目的達成に必要なこと。
- 3 区域 大津市大江三丁目15番から20番まで及び30番から34番まで、大江六丁目1番から3番まで、5番から14番まで、16番から18番まで、21番から31番まで、34番、35番、37番、38番、40番から48番まで及び50番、大江八丁目2番並びに神領四丁目17番の区域とする。

- 4 主たる事務所 大津市大江六丁目1番 大江東南自治会集会所
- 5 代表者の住所及び氏名 大津市大江六丁目11番14号 岸場 功真
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 7 職務代行者の選任の有無 無
- 8 代理人の有無 無
- 9 認可年月日 令和3年6月1日

**大津市告示第161号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	事業所番号
らん相談支援事業所	大津市今堅田二丁目31番27号	合同会社R a n j u	大津市今堅田二丁目31番27号	令和3年6月1日	2570100053

**大津市告示第162号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年月日	事業所番号
働き教育センター大津	大津市南船路40番地の1	学校法人関西福祉学園	京都市伏見区竹田段川原町207番地	就労移行支援	令和3年3月31日	2510100585

**大津市告示第163号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	事業所番号
らん相談支援事業所	大津市今堅田二丁目31番27号	合同会社R a n j u	大津市今堅田二丁目31番27号	令和3年6月1日	2530100284

**大津市告示第164号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
はなまる薬局大津におの	大津市におの浜三丁目5番	育成医療及び更生医療	薬局	令和3年

浜店	13号クリニックステーション ン大津におの浜1階		5月1日
----	-----------------------------	--	------

**大津市告示第165号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

## 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションそら	大津市苗鹿二丁目31番28-1007号	令和2年9月1日

## 2 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
(変更前) いしやま内科整形外科	大津市松原町14番7号	令和3年4月21日
(変更後) せいらんクリニック		

## 3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
もも薬局神領団地店	大津市三大寺6番8号	令和2年11月1日
医療法人緑和会膳所グリーン歯科	大津市馬場二丁目10番16号膳所駅前キューズビル1階	令和3年4月25日

**大津市告示第166号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

## 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションそら	大津市苗鹿二丁目31番28-1007号	令和2年9月1日

## 2 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
(変更前) いしやま内科整形外科	大津市松原町14番7号	令和3年4月21日
(変更後) せいらんクリニック		

## 3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

もも薬局神領団地店	大津市三大寺6番8号	令和2年11月1日
-----------	------------	-----------

**大津市告示第167号**

令和3年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率並びに国民健康保険料の賦課額の減額に係る額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等 賦課額の保険料率	介護納付金賦課額 の 保 険 料 率
所得割	100分の7.2	100分の2.8	100分の2.6
被保険者均等割	1人について 25,500円	1人について 9,900円	1人について 11,100円
世帯別平等割	1世帯について 17,700円	1世帯について 6,900円	1世帯について 5,400円

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦 課 額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	17,850円	6,930円	7,770円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	12,390円	4,830円	3,780円
条例第18条第1項第2号アに規定する額	12,750円	4,950円	5,550円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	8,850円	3,450円	2,700円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	5,100円	1,980円	2,220円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,540円	1,380円	1,080円

**大津市告示第168号**

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の の 名 称	条 項	適 用 期 日
福祉医療費受給券の更新	大津市医療費助成条例施	第5条第1項本文	令和3年6月1日

の申請	行規則（昭和49年規則第2号）	
老人福祉医療費受給券の更新の申請	大津市老人福祉医療費助成条例施行規則（昭和58年規則第8号）	第2条において読み替えて準用する大津市医療費助成条例施行規則第5条第1項本文

**大津市告示第169号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
ゆうとゆう訪問介護事業所	大津市長等二丁目4番24号	特定非営利活動法人友と遊 理事長 井上 欣憲	訪問介護	令和3年 5月1日	2570105607

**公 告****都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月10日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市北小松386番地 北小松自治会 会長 松井 毅	開発区域 大津市北小松字村屋敷559番1、560番及び561番5 開発行為に関する工事の区域 大津市北小松字村屋敷557番1の一部、559番3の一部、560番1及び561番3の一部並びに同町字大畦661番3の一部並びに上記地先一級河川北川	開発区域 1,883.32㎡ 開発行為に関する工事の区域 231.40㎡	令和3年 4月30日	第1572号

（令和3年5月10日掲示済）

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月13日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市真野四丁目1番67号 大崎 久仁子	大津市真野四丁目字上通り1159番	163.75㎡	令和3年 5月11日	第1573号

(令和3年5月13日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月14日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市唐橋町8番8号 株式会社タツケン 代表取締役 佐敷 好一	開発区域 大津市赤尾町字亀甲2番の一部、同番8の一部、同番25の一部、4番1の一部、同番2の一部、5番の一部及び9番6の一部並びに南郷一丁目字白谷112番12の一部並びに上記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市赤尾町字亀甲2番3の一部及び5番4並びに南郷一丁目字白谷112番25の一部及び115番6の一部	開発区域 2,206.54㎡ 開発行為に関する工事の区域 38.50㎡	令和3年 5月13日	第1574号

(令和3年5月14日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月21日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市湖城が丘字石神684番1の一部並びに同町字池ノ内872番1、同番3及び877番の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市湖城が丘字石神682番3の一部並びに同町字池ノ内864番2の一部及び870番7並びに上記地先大津市道及び大津市法定外道路	開発区域 2,816.56㎡ 開発行為に関する工事の区域 549.78㎡	令和3年 5月20日	第1575号

(令和3年5月21日揭示済)

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第11号**

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表瀬田東小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

仰木中学校学校運営協議会	仰木中学校
--------------	-------

別表に次のように加える。

打出中学校学校運営協議会	打出中学校
--------------	-------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。